

自動販売機設置募集要項

1. 資格要件

1) 法人又はその他の団体

栃木県内に事業所を有するもの。但し、入札又は見積価格等が同等である場合の業者選定に際しては、宇都宮市内に本店を有する業者、次に支店又は営業所を有する業者を優先する。

2) 実績

自動販売機(飲料等)の設置業務に関して、相当の実績を有していること。

3) その他

次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

- ① 競争入札、せり売り又は契約の履行に当たり、不正行為をした者
- ② 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- ③ ①又は②のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者
- ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれらの団体に属する者
- ⑤ 国税及び地方税に未納がある者

2. 設置条件

1) 販売商品の種類等

- ① 種類 酒類を除く飲料及び食品とする。
- ② 販売価格 標準販売価格を基準とし、双方で協議の上、決定する。

2) 設置期間

令和7(2025)年5月1日から令和11(2029)年3月31日まで

3) 設置台数及び場所

「自動販売機設置一覧表」参照

4) 規格等

- ① 大きさ 専有面積は1㎡を基準とする。
- ② デザイン 周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。
- ③ 環境対応に優れたものとする。
 - ・省エネルギーとCO₂排出量の削減に資する技術等を導入した機種とする。
 - ・環境に配慮した、低GWP冷媒を採用した機種とする。
- ④ 安全対策
 - ・転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。
 - ・食品衛生「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。
 - ・防犯硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。
- ⑤ 水道の接続を伴わない機種であること。

5) 費用負担

① 電気料

- ・設置者が自ら設置したメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り)により計測した使用量に基づき、栃木県が定めた「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の取扱い」の規定を準用して計算した額とする。

② 設置費及び維持費

- ・自動販売機の設置及び維持管理にかかる費用は、設置業者の負担とする。

③ 原状回復費

- ・設置期間終了後、原状回復にかかる費用は、設置業者の負担とする。

6) 設置手数料

- ・設置手数料は、自動販売機の売上額に手数料率を乗じた額(A)、または売上高にかかわらず一定額(B)とする。設置業者は、AまたはBを選択することができる。

7) 維持管理

① 使用済み容器の回収

自動販売機の取扱商品に応じた回収箱を設置すること。設置台数は自動販売機1台に1個の割とする。但し、複数台設置の場合の回収箱は、施設責任者と協議の上施設の状況に応じて設置すること。空き缶等は、設置業者の責任で適切に回収、処分すること。

② 回収箱の規格

- ・耐久性に優れた素材とする。
- ・空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。
- ・使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をする。
- ・使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい形状を有するか、そのための工夫のあるものとする。
- ・使用済み容器の処理容器包装リサイクル法等関係法令に基づいて適切に回収し、処理する。

③ 自動販売機の設置及び管理

- ・設置業者は、商品の補充、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充を行う。
- ・設置業者は、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃を行う。
- ・商品補充等の作業は、施設営業時間内(午前9時～午後5時)とする。
- ・当方の責によることが明らかな場合を除き、自動販売機及び商品の盗難や破損事故等に関して当方は一切の責任を負わない。
- ・自動販売機が破損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用については設置業者の負担とする。
- ・自動販売機の保守業務を定期的に行い維持管理に努めるほか、事故その他クレーム発生時には、設置業者の責任において即時対応すること。

8) 売上額の報告等

① 毎月の売上を設置個所ごとに翌月の20日までに報告すること。

② 前項の売上に基づき算出した設置手数料及び1ヶ月の電気料を前項の日までに納入すること。

9) その他

- ① 契約期間中は、誠意をもって契約を継続すること。
- ② 設置業者の都合により契約を解除しようとする場合は、相当な理由を提示した上で双方が協議するものとし、契約解除後は当該等年度及び翌年度の設置募集には参加できない。

3. 提出書類

1) 見積書(任意様式)

※見積書見本例

設置番号	取扱商品	形状(単位 mm)				手数料率 (%) 又は 定額(円)	年間消費電力 (kw)	備考
		幅	奥行	高さ	占有面積 (㎡)			
1	清涼飲料水							
2	清涼飲料水							

2) 仕様書又はカタログ等

- ① 自動販売機の規格(設置スペース、消費電力、冷却加温方法、断熱、照明等)
- ② 取扱商品、販売価格
- ③ 設置方法(据付方法、耐震性、据付面、その他安全性)
- ④ 商品の補充、空き缶等の回収処分方法(取扱業者、配送回収ルート)
- ⑤ 環境への取り組み
- ⑥ 自動販売機設置実績(過去2～3年)

※以下、3)～5)については、栃木県の入札参加資格を有する者は提出不要

3) 商業登記簿謄本

4) 消費税、地方消費税、法人税又は申告所得税の納税証明書(所管税務署の発行する納税証明書3の3)

5) 栃木県税の完納証明書

6) 提出期限 令和7(2025)年4月4日(金) 午後4時必着(郵送可)

5. 選定

- 1) 資格要件及び設置条件をすべて満足していること。
- 2) 設置場所ごとに、最も高い手数料率を提案した業者を優先候補、次に高い手数料率を提案した業者を次点候補として選定する。
- 3) 選定された優先候補及び次点候補が提案した自動販売機の規格、取扱商品、設置方法、商品の補充、空き缶等の回収処分方法、環境への取り組み状況及び自動販売機設置実績等について審査後、最終決定する。
- 4) 選定結果は、見積書を提出した全業者に通知する。